

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

松前町は、道後平野の肥沃な大地と伊予灘を有する地勢条件を活用した農水産業を中心に栄えてきた町であり、町の南北を国道が縦断し、空港に近く、JRや私鉄が走るなど交通の利便性に優れている。

農業は、米作を中心にはだか麦の栽培が盛んで、生産量36年連続日本一の愛媛県の中でも有数のはだか麦産地となっている。そのほか、日本有数の小魚珍味加工生産量を誇る水産業、中四国最大級の大型商業施設が立地する商業、世界トップシェアを占める高性能炭素繊維を生産する化学繊維工場が立地する工業など、農水商工業がバランスよく発展している。

人口構造については、年齢3区分別の人口をみると、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）の割合が低化している一方で、老年人口（65歳以上）の割合は上昇している。少子化の進展により、近年人口が減少しており、今後も減少傾向で推移すると見込んでいる。

現在、事業所数は1,144社（「令和3年経済センサス」より）で、卸売業、小売業、建設業、製造業の事業所が約半数を占めている。従業者数は13,776人（「令和3年経済センサス」より）で、製造業、卸売業、小売業の従業者が約半数を占めている。事業所数は減少傾向にあり、今後、後継者不足等により事業所数は更に減少していくものと思われる。このままでは長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取組として町内中小企業者に対し、資金の融通を円滑にするため利子補給を行っている。この支援策に加えて、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことが、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、限られた人員による業務の効率化を図ることとする。これにより、中小企業者が設備投資を積極的に行い、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に7件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関

する基本方針（令和3年^{厚生労働省}告示第1号）に定める労働生産性をいう。以下同じ。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

松前町の産業は、農水産業、製造業、建設業、卸売業、小売業等と多岐にわたり、多様な業種が松前町内の経済及び雇用を支えているため、これら全ての産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

松前町の産業は、駅周辺、臨海エリア、幹線道路周辺と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、松前町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

松前町の産業は、農水産業、製造業、建設業、卸売業、小売業等と多岐にわたり、多様な業種が松前町の経済及び雇用を支えているため、これら全ての産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町の枠を越えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年平均3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月18日から令和7年6月17日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組又は反社会的勢力との関係が認められる取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。